第十七条第三項を削り、第一章第一節第二款中同条を第十六条とし、同条の次に次の一条を加える。

（食品表示・規格監視室及び米穀流通監視室並びに表示適正化専門官、監視専門官、米穀監視専門官、米穀監視特別専門官及び消費生活専門官）

第十七条　消費者行政課に、食品表示・規格監視室及び米穀流通監視室並びに表示適正化専門官一人、監視専門官三人、米穀監視専門官五人、米穀監視特別専門官一人及び消費生活専門官二人を置く。

2　食品表示・規格監視室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　日本農林規格に関すること（食料産業局の所掌に属するものを除く。）。

二　食品表示法（平成二十五年法律第七十号）の規定による販売の用に供する食品（酒類を除く。）に関する表示及び飲食料品以外の農林物資の品質に関する表示の適正化に関する検査及び指導に関すること。

三　牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関すること（畜水産安全管理課の所掌に属するものを除く。）。

3　食品表示・規格監視室に、室長を置く。

4　米穀流通監視室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　米穀及び米穀を原材料とする飲食料品（料理を含む。第百六十二条第四号、第百七十七条第一号、第二百九十一条第四号及び第三百八条第一号において同じ。）の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関すること。

二　米穀の出荷又は販売の事業を行う者の遵守事項に関すること（当該遵守事項の策定に関することを除く。）。

三　農産物検査法（昭和二十六年法律第百四十四号）の規定による農産物の検査（以下「農産物検査」という。）の適正かつ確実な実施を確保するための措置に関すること。

5　米穀流通監視室に、室長を置く。

6　表示適正化専門官は、第二項各号に掲げる事務に関する専門の事項についての企画及び連絡調整に関する事務を行う。

7　監視専門官は、命を受けて、第二項各号に掲げる事務に関する専門の事項についての検査及び指導に関する事務を行う。

8　米穀監視専門官は、命を受けて、第四項各号に掲げる事務に関する専門の事項についての検査及び指導に関する事務を行う。

9　米穀監視特別専門官は、命を受けて、前項の事務を行い、並びに第四項各号に掲げる事務に関する専門の事項のうち特に重要なものについての検査及び指導に関する事務を行う。

10　消費生活専門官は、命を受けて、消費者相談その他消費生活に関する専門の事項についての企画及び連絡調整に関する事務を行う。

第十八条の見出し中「企画官」を「食品安全技術室並びに企画官」に改め、同条第一項中「消費・安全政策課に、」を「食品安全政策課に、食品安全技術室並びに」に改め、同条第六項中「消費・安全政策課」を「食品安全政策課」に改め、同項を同条第八項とし、同条第五項を同条第七項とし、同条第四項中「消費・安全政策課」を「食品安全政策課」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項中「消費・安全政策課」を「食品安全政策課」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項中「消費・安全政策課」を「食品安全政策課」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2　食品安全技術室は、農林水産省の所掌事務のうち食品の安全に係るものに関する総合的な政策の企画及び立案を行うために必要な科学技術の研究及びその成果の普及に関する事務をつかさどる。

3　食品安全技術室に、室長を置く。

第十九条を削る。

第二十条第一項中「四人」を「三人」に改め、同条を第十九条とする。

第二十一条の見出し中「及び水産安全専門官」を「、水産安全専門官及び国際水産防疫専門官」に改め、同条第一項中「及び水産安全専門官一人」を「、水産安全専門官一人及び国際水産防疫専門官一人」に改め、同条第二項第二号及び第六項中「水産動物の輸出入検疫」を「輸出入に係る水産動物の検疫」に改め、同条に次の一項を加える。

7　国際水産防疫専門官は、養殖水産動植物の伝染性疾病の発生及び防疫並びに輸出入に係る水産動物の検疫に係る国際関係事務に関する専門の事項についての企画及び連絡調整に関する事務を行う。

第二十一条を第二十条とする。

第二十二条第一項中「六人」を「五人」に改め、同条を第二十一条とし、第二十三条を第二十二条とする。

第二十四条を削る。

第五十四条の見出し中「企画官」の下に「、特別会計専門官」を、「管理官」の下に「、総務・会計専門官」を加え、同条第一項中「企画官一人」の下に「、特別会計専門官一人」を、「管理官一人」の下に「、総務・会計専門官一人」を加え、同条中第六項を第八項とし、第五項を第七項とし、第四項を第五項とし、同項の次に次の一項を加える。

6　総務・会計専門官は、職員の人事管理並びに予算、決算及び会計に関する専門の事項についての企画及び連絡調整に関する事務を行う。

第五十四条第三項の次に次の一項を加える。

4　特別会計専門官は、食料安定供給特別会計の国営土地改良事業勘定の経理及び同勘定に属する物品の管理に関する専門の事項についての企画及び連絡調整に関する事務を行う。

第五十五条の見出し及び同条第一項中「及び耕作放棄地活用推進室」を削り、同条中第四項及び第五項を削り、第六項を第四項とし、第七項を第五項とする。

第五十六条を次のように改める。

（日本型直接支払室及び中山間地域室並びに企画官）

第五十六条　地域振興課に、日本型直接支払室及び中山間地域室並びに企画官一人を置く。

2　日本型直接支払室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　農業の有する多面的機能の発揮の促進に関すること。

二　農地法第三十二条第一項第一号に掲げる農地の農業上の利用の確保に関すること。

3　日本型直接支払室に、室長を置く。

4　中山間地域室は、中山間地域等における農業の生産条件に関する不利を補正するための支援に関する事務をつかさどる。

5　中山間地域室に、室長を置く。

6　企画官は、地域振興課の所掌事務に関し調整を要する事項のうち農村振興局長が指定する専門の事項についての企画及び連絡調整に関する事務を行う。

第五十七条の見出しを「（都市農業室並びに企画官及び高齢者対策専門官）」に改め、同条第一項中「及び企画官二人」を「並びに企画官二人及び高齢者対策専門官一人」に改め、同条に次の一項を加える。

5　高齢者対策専門官は、高齢者の農業に関する活動の促進に関する専門の事項についての企画及び連絡調整に関する事務を行う。

第五十八条の見出し及び同条第一項中「農村環境対策室」の下に「及び鳥獣対策室」を加え、同条中第八項を第十項とし、第四項から第七項までを二項ずつ繰り下げ、同条第三項の次に次の二項を加える。

4　鳥獣対策室は、鳥獣害の防除に関する事務をつかさどる。

5　鳥獣対策室に、室長を置く。